

## ○ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会条例

令和 2 年 3 月 2 4 日

条例第 2 号

## （設置）

第 1 条 ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）（以下「条例」という。）の策定に向け、必要な事項について検討をするため、ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第 2 条 委員会は、条例素案の策定その他市長が条例の策定に関し必要と認める事項について調査審議する。

## （組織）

第 3 条 委員会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 市内に住所を有する者のうち市民の意見を市政に反映するため市長が必要と認めるもの

## （任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了した日までとする。

## （委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

## （庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

## （その他）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。